

部 会 提 出 議 案

地方税法に基づく還付加算金の割合(率)の引き下げについて

東海部会提出
説明担当 補田市

(理由)

アメリカ発の金融システムの不安定化が世界中に広がるなか、株式・為替市場の変動等、世界経済は大きく揺れ動いている。このことが日本経済にも影響を及ぼし、景気を大きく後退させる結果となっている。

この様な状況の中で、法人市民税が大きく減収となり、財源不足となる地方自治体も発生するとの見通しが出ている。

今後は、地方自治体にとっては、この不足する財源の確保はもちろんのこと、企業等に対して法人市民税の還付が発生していくことが予想される。現在の地方税法第17条の4においては、還付加算金として、「年7.3%（現行では特例により4.5%）の割合を乗じて計算した金額を加算しなければならない」となっている。還付が発生した場合、地方自治体にとって、多額の還付加算金の歳出が予想されるが、財源不足が見込まれる中で、この歳出は大きな負担となる。

よって、昨今の金融状況等に鑑み、還付加算金の割合（率）の引き下げを強く要望する。

新たな総合的過疎対策について

中 国 部 会 提 出
説 明 担 当 鳥 取 市

過疎地域の振興を図るため、次の事項について国の積極的な措置が講じられるよう要望する。

1. 平成21年度で失効する現行過疎法の代替対策については、現行の過疎地域の指定要件を見直すことを前提とし、生活機能の維持や耕作放棄地対策などのソフト的な課題に対応できる制度とすること。また、過疎対策の担い手である市町村が、地域や集落の特性を活かし、柔軟かつきめ細かい対策を講じができるよう、財政支援制度の充実強化を図ること。
2. 地方から大都市への一方的な人口流出が進む中で、地域の活力を維持・向上させていくためには、地方での若者定住やUJITーンを促進し、中山間地域等における第一次産業などへの雇用受け皿づくりを一層進めるとともに、就業者の定着のため、就業初期の生活支援や居住支援策を強化すること。

新たな過疎対策法の制定について

四国部会提出
説明担当 西予市

(理 由)

これまでの過疎対策は、昭和45年4月に制定された「過疎地域対策緊急措置法」を初め、「過疎地域振興特別措置法」、「過疎地域活性化特別措置法」、更には、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」と、その時代の情勢に適切に対応した4次にわたる立法措置により、今日まで、産業基盤、生活環境整備等をはじめ、行財政また税制上の特別措置など総合的な施策が講じられ、逐次、地域社会の活性化が図られてきました。

しかしながら、少子高齢化の急速な進展、経済の国際化等、社会環境のめまぐるしい変化の中で、特に過疎地域においては、生活道路・公共交通の問題、医師不足、集落の担い手の減少、限界集落の増加などにより、地域住民の生活そのものの維持が困難な状況が広まりつつあり、過疎問題が再び顕在化するとともに、過疎地域社会と都市社会の格差は、ますます増大しつつある状況であります。

国土の54.1%を占める過疎地域の果たす役割は、豊かな自然や歴史・文化、都市に対しての安心安全な食糧の供給、また国土保全、貴重な森林資源の中での水源涵養の機能など、多面的・公益的に大変重要であり、そこに暮らす人々が、安心・安全に住み続けられる地域としての機能を維持し、生活を支えていくことが将来にわたって重要であります。その結果、国民全体の安心・安全な生活に繋がる多大な効果も期待できると考えます。

また、市町村合併に伴い、合併前の区域を過疎地域とみなす「一部過疎」が存在し、これら地域が過疎指定地域から外れると、財源の確保等が困難となり、事業の推進に支障を来たすことは明白で、過疎化が更に進行することは避けられません。

よって、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、平成22年3月末日をもって失効することとなります、日本全体において過疎地域が果たしてきた機能を維持・強化するための新たな仕組みづくりが不可欠であり、引き続き、総合的な過疎対策を充実・強化させるため、新たな過疎対策法の制定及び市町村単位にこだわらない弾力的な地域指定を強く要望するものであります。

北方領土問題の早期解決と隣接地域の振興対策について

北海道部会提出
説明担当 根室市

我が国固有の領土である北方領土返還の実現は、最大の国家的課題であり、永年の国民の悲願である。

しかし、北方領土問題については日ロ間交渉により、これまでのさまざまな合意及び文書に基づき、両国がともに受け入れられる解決を見出す努力を行うことでは一致しているが、未だ具体的な進展がない状況である。

このことは元島民や返還要求運動関係者をはじめ、全国の先頭に立って返還要求運動を63年以上に亘って行ってきた「原点の地」としては、強い憤りと怒りすら覚える結果であります。

特に、これまで返還要求運動の中心的役割を担ってきた元島民は高齢化しており、運動関係者などからもこのままでは返還要求運動の風化も懸念されるとの声も聞こえている。

また、北方領土隣接地域においては、北方領土問題が未解決であることにより地域の望ましい発展が阻害されてきており、地域経済の低迷に拍車をかけている状況にある。

このような時こそ、これまでの返還要求運動を総括し、その上で領土返還にむけた戦略的環境づくりの構築を図ることが必要である。

返還要求運動については国の責任のもと、国民世論の一層の盛り上げや国際世論の喚起を図るために、戦後未解決の問題としてこれまでの取り組みを検証し、より効果的に全国民が参加するような運動へと展開していくことが求められている。

このため、特に運動後継者の育成や次代を担う青少年に対する北方領土教育の充実などにより国民世論の喚起高揚を図るとともに、我が国の北方領土返還要求の正当性を国内外に積極的に訴えるべきである。

よって政府においては、歯舞、色丹、国後、択捉の四島の帰属に関する問題を解決し、平和条約を早期に締結するという一貫した方針に基づき、北方領土問題の解決に向けてロシア政府に対する強力な外交交渉を推し進めるとともに、世論の高揚・喚起を図るためのより効果的な返還要求運動を推進するよう要望する。

また、あわせて元島民等の援護対策のための速やかな内政措置実施とともに、北方領土問題が未解決という特殊な状態に置かれている隣接地域の疲弊の解消のため、国の責任のもとでの施策実施について強く要望する。

市議会議員年金財政に対する緊急要望

近畿部会提出
説明担当 岸和田市

市議会議員の年金制度については、平成の大合併の急速な進展に伴い、大幅な議員数の減少と年金受給者の増加で、1人の会員が3人の受給者を支える極めて不均衡な状態にあり、市・町村議会議員共済会の試算では、年金財政の支出が収入を毎年大幅に上回っており、さらには平成21年2月に都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会、町村議会議員共済会、総務省などで構成された「地方議会議員年金制度に関する研究会」の報告書においても、このまま推移すれば平成23年度には積立金が枯渇するとの財政推計が示されたところである。

そもそも市議会議員の年金制度は、昭和37年に制定された「地方公務員等共済組合法」に基づく公的互助年金制度であり、退職年金受給者及び遺族年金受給者の生活を支える上で、非常に重要な制度である。

しかしながら、昨今の年金財政収支は大幅な赤字になり、その原因是、平成の大合併の大規模かつ急速な進展等により、年金財政の支え手である市町村議会議員が短期間のうちに4割減少するとともに、年金受給者が2割増加したことによるものであり、また、平成18年法改正時における年金制度設計そのものに問題ありと言わざるを得ない。

近年の二度にわたる大幅な掛金・負担金等の引き上げと給付の引き下げも行なわれたが、議員負担にも限界があり、激変緩和措置が不十分であることから、国による早急な対策が喫緊の課題である。

よって国においては、国策として推進された市町村合併に身をもって協力した市議会議員の強い思いを厳粛に受け止め、その責任において、将来にわたり安定的な年金給付が可能となるよう、早急に、合併特例法の規定に基づく激変緩和措置を強化するなど市議会議員年金制度の安定的運営の確保に向けた適切な措置を講ぜられるよう強く要望する。

地域医療体制の充実確保について

北海道部会提出
説明担当 北見市

現在、地方都市における公立病院等は、医療費の抑制策による診療報酬の引き下げをはじめ医師不足の顕在化による経営の悪化など、医療を取り巻く環境は予断を許さない状況にある。

地域医療は、子供を生み育て、その地域に生活する者の命を守るとともに、高齢者の健康を保持するなど、住民が生活するうえで最も重要な社会基盤の一つであり、医師不足等による医療環境の悪化は地方自治体の基盤を根底から搖るがす極めて深刻な事態となっている。

地方都市における医療の充実確保は、個々の地方自治体の施策で到底解決できるものではなく、地域医療体制の立て直し、医師・看護師など医療従事者の安定的な確保を図るために、国として次の施策を早急に講じるよう強く要望するものである。

記

1. 地方における医師不足の解消を図るため、医師派遣体制の構築と医師の長期的安定的な確保を図るための施策を講じること。
2. 地方において、地域住民がいつでも、どこでも医療機関にかかり（1次医療から3次医療までの）必要な医療を受けることができるよう、責任ある施策を講じること。
3. 地方都市に所在する公立病院等の経営基盤安定のための財源支援の充実強化を図ること。
4. 医療従事者の絶対数不足の解消を図るため、医師・看護師などの養成・確保のため必要な財源措置を講じるなど充実強化を図ること。

地域医療体制の充実強化について

東北部会提出
説明担当 男鹿市

医療を取巻く厳しい環境の下、各地域においては、深刻な医師不足が問題となっております。このことにより、日常の診療体制、緊急医療体制に大きな影響を来し、特に地域医療の中核的役割を担う公立病院においては、医師の過重労働や病床の休止に追い込まれ、病院経営の存続までが危惧される現状にあるなど、地域住民が安心して暮らせる地域医療体制を確保することが、喫緊の課題となっております。

特にも、産婦人科、小児科においては、絶対数が少なく、子供を安心して生み育てることができなくなったといった不安を住民に与え、少子化に拍車をかける要因にもなるなど、極めて深刻な問題になっております。

よって、国においては、医師不足の危機的状況を開闢し、地域医療を確保するため、次の事項について早急に対策を講じるよう要望いたします。

記

- 1 医師確保とともに医師の地域偏在と専門科目の偏りをなくすため、全国均等な専門医の配置など、地域での医療提供体制の整備について国の制度や方針を確立すること。
- 2 県、大学、医師会等の連携のもと、県内医療機関への均衡ある医師の配置に関する調整機能を確立し、医師の地域偏在を是正すること。
- 3 医師不足に陥っている地方の自治体病院が医師を確保できるシステムを構築するなど、地域医療供給体制の充実を図ること。

医療体制の充実について

関東部会提出
説明担当 日立市

全国的に医師不足が社会問題となっているが、人口10万人に対する医師数の全国平均が217.5人であるのに対し、茨城県平均は155.1人となっており、医師不足の現状が明らかになっている。

さらに、医師の診療科偏在の傾向が進み、なかでも周産期医療・小児医療・救急医療に従事する医師不足から、これらの医師の勤務体制等は厳しいものになっており、特に産科における医療体制は危機的な状況に陥っている。

これらの状況を少しでも改善すべく、地域においては医療機関及び自治体が連携し、県の各種支援策等を活用するなどして医師確保に向けて取組を進めているが、その確保は極めて難しい状況である。

産科医師の確保ができず、安心・安全に子供を産み育てることができなければ、地域の活力の低下を招き、ひいては、まちづくりにも大きな影響を及ぼすことは必至である。

国においては、各地域において医師が十分確保され、住民が安心して医療を受けることができるよう、医師確保に必要な診療報酬の改善や、医師の負担を軽減する施策を講じるとともに、医師確保にかかる総合的な責を負う立場として、必要な医師数の算定や、それに対応する医師養成数の拡大を図ることを強く要望する。

妊婦健診に対する国庫補助の継続について

中 国 部 会 提 出
説明担当 山陽小野田市

近年、出産年齢の上昇などにより、健康管理がより重要な妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的な理由等により健康診査を受診しない妊婦もみられ、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦健康診査の重要性、必要性が一層高まっています。

こうした中、国においては妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査に必要な経費を交付することにより、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的に、平成20年度第2次補正予算において、公費負担を拡充することとされたところです。

しかしながら、この妊婦健康診査に対する国庫補助制度は、平成22年度までの時限措置であり、国家的命題である少子化対策推進のためには十分な措置とはいえない。少子化の進展に歯止めをかけるためには、誰もが安心して子どもを生み育てることができる社会的支援と環境整備が不可欠です。

については、国におかれでは、妊婦健康診査に対する国庫補助制度を平成23年度以降も継続実施し、財政支援を講ずるよう要望します。

地域医療体制の充実について

九州部会提出
説明担当 北九州市

わが国では医療水準が高いにも関わらず、住民の望む医療体制と現実に対応するための医療体制に大きな乖離が生じており、最善の医療を受けることが難しいばかりか、生命すら脅かされるような事故等が起きている。

また、医療制度改革により医療費削減に重点が置かれた結果、高度医療、小児医療及び救急医療など多くの不採算部門は自治体病院に多大な負担を招き、その他の民間病院等は、小児科医や産科医の不足に悩まされる状況となっている。

今後、高齢社会がますます進展していく中で、住民が平等に医療を受けることができ、安心して暮らしていくためには、医療従事者の確保をはじめとする医療環境の整備を早急に進めることが重要である。

よって、下記の事項について、特段の配慮をするよう強く要望する。

記

1. 救急医療や周産期医療など自治体が担う医療体制の整備のための措置を講じること。
2. 小児科や産科をはじめとする、医師不足が指摘される科目的診療報酬の見直しを行うこと。
3. 女性の医療従事者が仕事と生活の両立を図るために必要な支援策の充実を図ること。

少子化対策としての財政支援拡充について

北信越部会提出
説明担当 射水市

少子化の進行は、社会保障制度の維持や社会経済情勢に及ぼす影響が危惧されていることから、これまで、次世代育成支援のための施策が種々打ち出されてきています。

そのような中で、現在、民間の社会福祉法人等が、国から次世代育成支援対策施設整備交付金を受けて保育施設を整備する場合、交付基準額が一般的な保育施設の整備費用を大幅に下回っていることから、その交付基準額を実態に即して見直しを行い、負担の軽減を図られるよう要望します。

児童扶養手当の対象拡大を求める要望

関東部会提出
説明担当 西東京市

(要旨)

ひとり親家庭の生活の安定及び自立の促進並びに児童の福祉の増進を図るため、対象を母子家庭だけでなく父子家庭にも拡大を図るよう強く要望する。

(説明)

児童扶養手当については、従来母子家庭への支援策として講じられてきた。

平成17年の国勢調査によると、母子家庭が74万9,048世帯に対し、父子世帯は9万2,285世帯。離婚家庭の増加により父子家庭も増加した。また、母子家庭の平均収入が213万円に対し父子家庭は412万円となっているが、父子家庭のうち年収が300万円未満の家庭は37.2%を占めている。

昨今、雇用情勢の悪化に伴い、収入の安定しない父子家庭も増加している。離別や死別でひとり親になった場合、男女に関係なく経済的な厳しさは深刻化している。

以上のことからひとり親支援策の一環として、母子家庭に限定することなく父子家庭についても同様の条件で児童扶養手当を支給していくよう拡大を図られるよう強く要望する。

教育予算の拡充及び学級編成基準の見直しについて

中國部会提出
説明担当 浅口市

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとってきわめて重要なことです。

現在、多くの都道府県で、児童生徒の実態に応じ、きめ細かな対応ができるようになるために、少人数教育が実施されており、岡山県においても2002年度より、段階的に少人数学級を拡大していく、保護者や子どもたちから大変有益であるとされています。

しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや、地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体独自に少人数教育を推進することには限界があります。

このため、学校施設などを含めて教育条件の地域間格差も拡がりつつあります。一方、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大・固定化がすすんでいます。

自治体の財政力や保護者の家計の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があつてはなりません。

教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、等しく良質な教育が受けられる必要があります。そのため、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要があります。

こうした理由から、次の事項の実現について、要請します。

記

1. 教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育予算の充実を図ること。
2. 学校施設整備費、就学援助・奨学金など教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。
3. 「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」を改正し、現在の40人学級編成基準を35人に引き下げるとともに、教職員の適正配置など、所要の予算措置を講ずること。

雇用対策の拡充を求める意見書

関東部会提出
説明担当 松戸市

現在、アメリカのサブプライムローン問題に端を発した経済危機が全世界を覆っており、わが国もこの例外ではなく、失業率が増加するとともに有効求人倍率が大幅に低下している。

このような状況で一番に影響を受けるのは、不安定な就労条件下にある非正規雇用の労働者である。現実に多くの企業において派遣労働者等の非正規職員の大量解雇が発生し、派遣村の設置や生活保護世帯の増加等が、マスコミでも大きく取り上げられている。

このことは、地方公共団体においても、市民税の大幅な減収や国民健康保険料及び介護保険料の滞納の増加等が予測され、さらに消費の冷え込みによる商店等への影響も懸念されるところである。安定した自治体運営のため、また、地域の活性化のためにも雇用の安定化を図ることは、喫緊の課題である。

よって、国においては、雇用のセーフティネットの整備をはじめとする、さらなる雇用政策の拡充を早期に実施し、労働者の雇用安定を図るよう強く求めるものである。

緊急雇用対策について

東海部会提出
説明担当 各務原市

(理由)

米国のサブプライムローン問題から始まった金融危機が、実体経済に影響をおよぼし始め、特に平成20年9月に米国証券大手のリーマンブラザーズが破綻、メリルリンチがバンク・オブ・アメリカの傘下になるなどした後は、懸念されていた世界同時不況が現実のものになろうとしている。

さて、わが国では近年、非正規労働者比率が三分の一を超えるなど、雇用条件面での弱者が急激に増加してきた。現状では、多くの企業は経営責任を問われる前に、厳しい経済情勢を理由に非正規労働者を雇用の調整弁として解雇、雇止め等を行う動きを急速に強めている。特に自動車、電機産業を中心に、期間工や派遣労働者の削減、また、生産委託する請負会社に減産の意向を伝えて、現場で働く請負会社従業員を削減したりしている。

このため、政府は需要喚起等による雇用創出政策を実施するとともに、雇用のセーフティネットの万全を期すため、非正規労働者など社会的弱者の雇用の場の確保と、生活の安定のための施策を行いつつ、雇用保険制度については、適用拡大や給付改善等雇用の安定に向けた対策が急務である。

よって、国においては、下記の事項について緊急かつ強力に対応されるよう強く要望する。

記

- 1 労働者の雇用の場を確保すること。
- 2 企業が非正規労働者を正職員に登用することに補助金を交付するなど助成策を拡充すること。
- 3 離職者の再就職支援策、離職中の住宅確保施策を行うこと。
- 4 新規学卒者の就職促進策を早急に構築し、再び就職氷河期を引き起こさないようにすること。

水道施設の耐震化事業に係る補助制度拡充について

四国部会提出
説明担当 高松市

(理 由)

昨年 6 月に発生した岩手・宮城内陸地震を初めとして、近年、大規模な地震が頻発しており、住民の生活基盤への甚大な被害が懸念されることから、震災時に、ライフラインの最たるもの一つである水の確保を図るため、国の補助制度を活用して、計画的に施設の耐震化に取り組んでいるところである。

しかしながら、高度成長期に布設した耐震性能を有していない配水管や浄水施設の更新時期が到来している今、これらの更新に多額の費用を要する上、少子化・核家族化の進展による人口減少などの影響により、水道事業収入の根幹をなす給水収益の大幅な増加が見込めない状況にある。

よって、国においては、震災時における住民のライフライン確保のため、水道施設の耐震化事業に係る補助制度を拡充されるよう強く要望する。

「食の安全」の確保及び消費者・生活者の視点に立った行政の確立について

北信越部会提出
説明担当 長野市

近年、食品の表示に関する悪質な偽装や有害物質の混入、事故米問題など「食の安全」を根底から揺るがす事故や事件が多発しています。

特に事故米問題では、流通管理や安全性の確保に深くかかわっていることから、農林水産大臣と同事務次官の辞任に発展する事態となりました。

米は、国民の主食として重要な食糧であり、その安全性の確保には特に配慮が求められています。

農林水産省では、再発防止に向けて設置された米流通システム検討会において、米流通制度について検証・検討され、制度の骨格についての中間取りまとめがされたところがありますが、今後、同様の事態を二度と起こさないよう、早急な制度の具体化が必要です。

また、食の安全に関する問題については、農林水産省をはじめ関係府省が所管事項を一層適正に執行されるとともに、組織体制の見直しにより、政府全体の取組強化が求められるところであります。消費者・生活者の視点に立った行政への転換が強く求められており、これまでの縦割り行政を是正し、消費者行政を一元化するため、内閣府の下に「消費者庁」を早期に創設し、同庁を舵取り役に省庁横断的な消費者行政を推進することが、食の安全・安心を確保する上での抜本的な対策でもあります。

よって、国においては、下記の事項について特段の取り組みをされますよう強く要望するものです。

記

- 1 農林物資の偽装表示を一掃するため、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）を改正し、罰則を強化すること。
- 2 農業生産の工程管理手法などの普及促進により、農場から食卓に至る食品の安全性を高めるとともに、トレーサビリティシステム（生産流通の履歴を管理し追跡できる仕組み）の確立により、食品の流通過程を一層明らかにすること。
- 3 輸入食品の安全性に関する情報提供を迅速かつ適切に行うとともに、監視及び検査体制の強化・充実を図ること。
- 4 政策全般にわたり消費者の視点から監視し、強力な権限を有する消費者庁を設置するための関係諸法を早期に制定すること。
- 5 不正な取引を行う業者に対し、迅速な立入調査に基づく販売禁止や製品の回収命令、罰則強化など消費者の安全を維持・確保するための法整備を行うこと。

日本の農業再生について

九州部会提出
説明担当 阿蘇市

日本の食料と農業は、深刻な危機に直面しており、わが国の食料自給率は主要先進国の中でも最も低水準となっており39%にまで低下している。また、担い手不足で耕作放棄農地は全耕地の1割近くにも達しており、その農業従事者の45%が70歳以上という高齢化が進行している。しかも農産物価格は低迷し、多くの農家にとって厳しい状況となっている。

また、今日の食料をめぐる国際情勢は、輸入穀物を原料とする食品や飼料が値上がりしたところであり、地球の気候変動による生産の不安定化、途上国の経済成長に伴う需要の急増、世界的なバイオ燃料ブームによるトウモロコシの需要増などがあったところである。

このような状況の中、農林水産省は、平成27年度時点において食料自給率を45%まで引き上げる目標を、さらに50%を目指すべく食料供給力を強化することとし、米粉用米や飼料用米の生産規模拡大など国産農作物の積極的な活用や、その生産基盤となる農地の確保・有効利用に向けた耕作放棄地の解消・発生防止策に取り組むこととしている。

しかしながら、重油などを多く使用する農業の現状においては、これらの燃油や肥料、農薬、生産資材等の高騰により収益率が極端に低下し、経営が極めて困難な状況に陥っており、廃業に追い込まれる酪農家も続出している。そのような中、牛乳減産でバターがスーパーの店頭から消える事態も起こっており、今後、牛乳も同じ事態に陥る可能性が指摘されており、食料自給率の低下に拍車をかける要因となっている。

よって、国においては、一刻も早く「食料自給率の向上」を国政の最重要課題に据え、農業は国民生活における基幹産業として位置づけ、下記の事項について、特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 食料自給率向上を国政の重要な柱とし、食料自給率50%台回復を最優先課題とすること。

そのためには、農産物価格や農業所得の新たな補償の創設など安定した農業経営ができる抜本的な対策を講ずること。

2. 農業の再生は農村の発展であることを深く認識し、中山間地域等直接支払制度の継続及び当該地域の再生・振興等に係る財政支援措置を早急に講じること。

北海道新幹線の建設促進について

北海道部会提出
説明担当 小樽市

北海道新幹線につきましては、「新青森・新函館間」の平成 27 年度末完成を目指し順調に工事が進められており、また、未着工区間につきましても、21 年度の国の予算に「着工調整費」が計上されるなど、札幌延伸の実現に向け、確かな道筋が示されたところであります。

北海道新幹線は、首都圏はもとより、東北、北関東圏との文化・経済交流の促進や、新産業の創出等の効果をもたらすものであり、魅力と活力に満ちあふれた北海道を築き上げ、21世紀の我が国の発展に大きく貢献していくために、欠かすことのできない社会資本であります。

既に開業している各整備新幹線においては、その開業効果を確実に上げ続けております。

今、560万道民は、新青森・新函館間の早期完成はもとより、札幌延伸の一日も早い実現を強く願っております。

つきましては、我々道民の悲願であります北海道新幹線の建設促進を図っていただきたく、次の事項について特段のご配慮をお願いいたします。

記

- 一．新函館・札幌間の全線フル規格での一日も早い認可・着工と早期完成
- 一．新青森・新函館間の早期開業
- 一．公共事業費の重点配分などによる建設財源の確保及び地方負担に対する財源措置の充実・強化

北陸新幹線の建設促進について

北信越部会提出
説明担当 白山市

北陸新幹線は、21世紀における高速交通体系の柱として、日本海国土軸の形成や国土の均衡ある発展に不可欠な国家プロジェクトであり、沿線地域の飛躍的な発展を図る上で大きな効果が期待されています。

さらに、東海道新幹線の代替補完ルートとしても重要な役割を担うとともに、経済波及効果や需要予測、収支改善効果は極めて大きいことが明らかになっております。

現在、高崎一長野間が開業され、平成17年4月には富山一金沢間が、平成18年4月には白山総合車両基地がそれぞれ認可され、長野一金沢間の整備が進められています。

しかしながら、依然として全線の整備方針は不明確であり、未着工区間の取扱いや建設財源の安定的確保など多くの課題が残されています。

つきましては、北陸新幹線の一日も早い全線開通に向け、着実な整備推進を要望しますとともに、下記の事項について、格別のご配慮を賜りますようお願いします

記

1 北陸新幹線の早期完成

- (1) 長野一金沢（白山総合車両基地）間の早期完成
- (2) 金沢（白山総合車両基地）一福井間及び敦賀駅部について、平成21年のできる限り早期に認可、着工するとともに、福井から敦賀間について、早急に検討を行い、早期整備を図ること。
- (3) 大阪までの整備方針の明確化と早期にフル規格による全線整備を図ること。
- (4) 新幹線小松駅の整備事業を早期に着手し、加賀温泉駅整備事業の調査等を着実に推進すること。

2 建設財源の確保により整備促進を図るとともに、地域負担について適切な財源措置を講ずること。

3 JRから経営分離される並行在来線の経営が成り立つよう、事業用資産の取得などについて、特別の財政措置を講ずること。

道路交通網の整備促進について

東北部会提出
説明担当 鶴岡市

道路は、安定した生活を支える最も基本的な社会資本であり、重要な社会基盤施設であります。しかしながら、東北地方におけるその整備状況は未だ十分ではあるとはいえないません。

地域の産業・経済の活性化や文化の振興を図り、地域間格差を解消し、国土の均衡ある発展を目指すためには、高速交通体系の確立、道路交通網の整備促進を図る必要があります。

つきましては、次の事項について特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

記

1 道路整備の財源確保について

安定した財源を確保し、地域生活に密着した道路整備を着実に促進するとともに、地方道路整備財源の充実強化を図ること。

2 高速自動車国道等の整備について

- (1) 東北中央自動車道、日本海沿岸東北自動車道及び東北横断自動車道の建設促進（未完成区・未着工区）を図るとともに、高速自動車国道と並行する一般国道自動車専用道路の建設促進を早期に実現すること。
- (2) 高速道路と一体となって高速交通体系を成す下北半島縦貫道路などの地域高規格道路の整備を促進するとともに、候補路線の計画路線への指定と着工を早期に実現すること。

3 一般国道の整備について

一般国道の慢性的な交通渋滞区間の整備を図るとともに、東北地方の主要都市間を結ぶ一般国道の4車線化の整備を促進すること。

四国東南部地域の道路整備について

四国部会提出
説明担当 安芸市

(理 由)

四国東南部地域は急峻で狭隘な地形に広域的な幹線道路が国道 55 号の一路線しかなく、近年の台風や集中豪雨災害時だけでなく、日常でも慢性的な交通渋滞が発生しており、地域住民の経済活動や通勤・通学はもとより、救急医療に大きな支障を来たしている。

四国の道路整備率は約 48% であり、国土の均衡ある発展、地域の再生のためにには、交通体系の整備、特に四国 8 の字ネットワークの早期完成が急務である。

平成 21 年度から道路特定財源が一般財源化され、当初予算において、直轄事業の道路整備費は大幅な削減となっているが、長年都市住民より多くの道路関係諸税を払い続けてきたにもかかわらず、直轄国道の整備が遅れている地方にとっては、非常な危機感を抱かざるを得ない。

去る、3月 31 日、国土交通省は、費用便益比 (B/C) の点検結果を発表し、B/C 値 1.0 以下の事業を凍結し、コスト削減など事業内容の見直し等検討を行い、再評価して事業継続の可否を決定するとしているが、戦後の経済復興期から、我が国の発展を支えてきた地方の道路整備を、一律的な経済比較だけでなく、国民の暮らしを守る「命の道」としての評価を加え、自動車道路未整備地域と都市との格差を解消することが国の責務である。

また、地方分権改革推進委員会の第二次勧告では、国土交通省の出先機関である地方整備局、地方運輸局等の見直しが盛り込まれ、公共事業の実施機能と企画機能の分離と都道府県への移管が取りざたされている。

国土の均衡ある発展のために最前線で地方を熟知し真に必要な道路整備を進めている地方整備局は、不測の災害時、日常の道路維持における迅速な対応等からも国民生活には欠かせない機関である。

勧告は、事業の円滑かつ適切な執行に重大な影響を与え、地域の再生に支障が生じると危惧している。

については、車に依存しなければならない地域の実情を理解していただき、地方の道路整備が滞ることのないよう、そして国土交通省の出先機関の見直しは、現在および将来にわたって国が果たすべき役割を明確にして存続させ、遅れている「命の道整備促進」を強く要望する。

九州における高速交通網の整備充実について

九州部会提出
説明担当 島原市

九州地域全体の産業・経済の発展と生活文化の向上を図り、多極分散型の国土形成を促進するためには、高速交通網の整備充実が不可欠である。

中央経済圏から遠隔の地にある九州においては、本州方面及び九州内各地を結ぶ高速交通網の整備が総体的に遅れており、このことが九州の発展を阻害する要因ともなっている。

九州の高速交通網の早期完成は、九州域内のみならず、本州との産業、経済の交流が促進され、地域の医療、防災等の住民生活の安定が図られるなど、多大な波及効果をもたらし、九州地域の一体的発展に貢献するものと期待されている。

よって、国においては、九州地域の一体的発展を図るため、新幹線（九州新幹線西九州ルート・鹿児島ルート）、高規格幹線道路（東九州自動車道、西九州自動車道、九州横断自動車道延岡線、南九州西回り自動車道）及び地域高規格道路の建設促進、早期全線整備を強く要望する。

港湾の整備促進及び機能強化について

東北部会提出
説明担当 八戸市

海洋国家であるわが国が、本格的な国際化の時代を迎えた今、真に豊かで安全な国民生活の実現と、国土の均衡ある発展とともに、国民の多様なニーズに応えるためには、重要な社会基盤である港湾の整備を緊急かつ計画的に推進することが重要であります。

特に、八戸港、能代港、秋田港、酒田港は、東北の国際物流拠点港として重要な役割を担っており、海上貨物の更なる増加や多様な利用形態等に対応するため、港湾施設及び関連施設の重点的整備による機能強化が重要な課題となっております。

つきましては、次の事項について特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

1 八戸港の整備促進と特定重要港湾への指定について

(1) 八戸港の整備

- ① 八戸港内航路泊地の所要水深の確保並びに土砂処分場の確保
- ② 中央第一防波堤、中央第二防波堤の整備促進
- ③ 河原木1号ふ頭（ポートアイランド）の整備促進

(2) 八戸港の特定重要港湾への指定

2 秋田県内の港湾整備の推進について

(1) 社会資本整備重点計画における港湾分野の推進に向け、港湾整備に係る事業量の確保と、地域経済の活性化や大規模災害に備えた防災拠点としての機能強化に資するため、港湾の基盤整備を図ること。

(2) 港湾整備を重点的課題として取り上げ、秋田港等の整備に必要な財政措置の充実強化を図ること。また、クレーン等コンテナ設備やコンテナヤード等の充実、外国貨物の増加に対するCIQ機能（税関・出入国管理・検疫）の強化、臨港交通施設の充実、および民間団体等に対して、情報提供や関係者間の調整・連携など、活動しやすい環境づくりを積極的に推進すること。

- (3) 秋田港をロシア・ヨーロッパ貿易の国際物流拠点とするため、シーアンドホール構想の早期実現を図るとともに、それに伴う鉄道や湾内の整備など、港湾機能の拡充を進めること。
- (4) 能代港のリサイクルポートとしての利活用を促進し、秋田県北部エコタウン計画の推進に資するため循環資源取扱支援施設整備に対する支援について、港湾管理者を含めた支援体制を整備するとともに、リサイクル関連企業の情報提供、PRおよび企業の進出のための用地確保に対する支援を行うこと。

3 酒田港の機能強化について

- (1) 防波堤の整備促進（港内静穏度の向上）
- (2) 北港地区の泊地（水深10m）の整備促進
- (3) 外港地区の多目的大型岸壁泊地（水深14m）の整備
- (4) 循環資源を取り扱う岸壁の整備
- (5) 内貿ユニット貨物に対応した岸壁の整備

安定的な下水道事業の経営持続について

東海部会提出
説明担当 桑名市

(理由)

昨今の下水道事業は、浸水被害の軽減、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するのみならず、公共用水域の水質改善など地域・流域圏全体における健全な水循環系の構築に対し大きく貢献している。

しかし、雨水対策については、近年の急激な都市化の進展や計画規模を上回る豪雨による内水氾濫の頻発など、施設整備が被害の拡大に追いつかない状況である。

また、汚水処理についても、人口減少や高齢化の進展、さらには財政状況悪化に伴う整備スピードの鈍化などにより、使用料収入の伸び悩みは顕著となっている。

さらに、施設の老朽化が進み、更新や修繕に多額の費用が必要となっている。

こうした状況下、各自治体においては例年多額の一般会計繰出金を支出している状況であり、また過去において充当した下水道債は公債費の中で大きな割合を占めている。そのため今後、財政状況が好転しなければ、整備ペースのダウンのみならず、新たな施設整備は休止に追い込まれ、さらには公債費の償還が不可能となる事態に陥ることも予想される。

よって、下水道事業を安定的に持続させるためには、下水道会計の健全化が不可欠であり、市民の生活環境向上のみならず、広く地域・流域圏全体の環境向上に寄与していることに鑑み、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 新規施設の整備について国庫補助率のさらなる嵩上げを行い、下水道債への依存割合を軽減すること。
- 2 既存施設の更新・維持補修についても国庫補助対象とするなど助成範囲を拡大すること。
- 3 過去の施設整備に充当した下水道債の償還について、自治体財政圧迫の主因となっていることから、地方負担の軽減のため新たな制度を創設して公債費の軽減を図ること。